

# 保証書

(構造躯体無)

注文者

様

住 所

工事完了日

年 月 日

発行日

年 月 日



地元で信頼と実績のお店  
屋根・外壁・外構・リフォーム工事全般

**ホームリフォーム**

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺103-38 TEL:072-289-5212  
フリーダイヤル:0120-710-320

## 構造躯体以外 (下地、仕上、付属部品、設備、外構)

	保証項目	保証内容	期間	対象項目	保証の対象とならない事項
基礎	基礎仕上材、内外土間仕上材	仕上材の損傷	2年		
	主要構造部以外のコンクリート部分 (外部土間コンクリート、ポーチ、テラス等)	沈下、亀裂、剥離	5年		コンクリートの材質的な収縮に起因する亀裂、白華
床	室内床の下地 および仕上材、造作材	変形、反り、割れ、すき、きしみ、浮きおよび床鳴りの著しいもの	2年		設計時に予想しなかった重量物設置に起因するものおよび過度の暖房によるもの
壁・天井	室内壁・天井の下地、および仕上材、造作材	下地材の反り、剥離、割れの著しいもの 仕上材の変形、剥離、変色、割れ	2年		
外壁	外壁の下地および仕上材	下地材の反り、剥離、割れの著しいもの 仕上材の変形、剥離、変色、割れ	2年		モルタルの材質的な収縮に起因する亀裂
屋根	屋根および庇の屋根葺材、下地材	破損、めくれ、および脱落	5年		
外部金物	極	脱落、破損および垂れ下がり	2年		枯葉等の異物の詰まりによるもの
	外部金物、外部造作材 (面格子、手すり等)	変形、破損	2年		
建具	外部建具 (サッシ、鋼製ドア等)	反り、建付不良、作動不良、部品の故障	2年		作動に影響をおよぼさない反り 雨、日照りによる玄関ドア等の変色、退色
	内部建具 (木製ドア、和室建具等)				作動に影響をおよぼさない反り 室内の著しい温湿度による反り
塗装	外壁、屋根塗装	剥離、変色、亀裂、白華、錆	5年		
	外部塗装 (金属部、木部)		2年		下地や既存塗膜の剥離による浮き、はがれ、亀裂
	内部塗装				
設備	給排水配管	故障、破損、および取り付けのゆるみ	5年		異物の詰まり、凍結および給排水のパッキン等の消耗によるもの 温泉による配管の不良
	水栓器具、衛生機器、浴槽、厨房器具		2年		
	電気配管、配線、テレビ配線、通信配線	故障、破損、および取り付けのゆるみ	5年		電球、電池等の消耗品によるもの 電力、ガス等供給会社の責任によるもの 温泉による配管の不良および設備機器の故障
	配線器具、照明器具、換気器具、空調機器		2年		
	ガス、石油配管、燃焼機器				
構工事	外部構工事 (ねれ縁、ベーゴラ、バルコニー、外部階段)	破損	2年		割れ、反り、退色
	造り付家具、収納家具 カーテンレール等	変形、反り、割れ、隙間、ゆるみの著しいもの			
外構	門扉、塀、フェンス、カーポート、アプローチ	作動不良、仕上材の切亀裂	2年		コンクリートの材質的な収縮に起因する亀裂
	ランバーエクステリア (オリジナル商品に限る)	腐朽および白蟻による木部の損傷	5年		設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの
	植栽等	着しい反り、曲がり、割れ	2年		
淨化槽		植栽枯損	1年		管理不十分による植栽枯損
その他		作動不良、破損	2年		指定業者との保守管理契約を結ばないもの

## 保証の対象とならない事項

この共通面積事項に該当するものについては、すべて保証内容の対象から除外させていただきます。

### 1. 自然現象に起因するもの

- 1 暴風、豪雨、地震、落雷、洪水、火災などの自然現象による不可抗力に起因するもの
- 2 火山噴火、地震などの地殻変動、地盤沈下、地滑り、がけ崩れ等に起因するもの
- 3 屋根からの落雪等による建物、外構等への損害および近隣、通行人等への被害
- 4 通常を超える積雪、凍結に起因するもの

### 2. 周辺環境に起因するもの

- 1 近隣における土木工事、建設工事等の影響によるもの
- 2 道路、鉄道、航空機等により発生した建物振動に起因するもの
- 3 地下水の流動等による地盤沈下に起因するもの
- 4 大気汚染、水質汚濁など環境災害に起因すると思われる腐食、腐朽、錆などの損傷
- 5 海水や潮風に起因するものと思われる腐食、腐朽、錆等の損傷

### 3. 経年変化の変動に起因するもの

- 1 磨耗、汚れ、退色、変色、乾燥、縮み等の材料の特性による通常の経年変化によるもの

### 4. 注文者の工事等・建物使用方法に起因するもの

- 1 当社以外のものによる引渡し後の増改築、移動、地盤変更の工事に起因するもの
- 2 屋根、バルコニー等に重量物、アンテナ等を当社以外のものが取り付けた事に起因するもの
- 3 注文者の支給部材、支給工事および当社以外のものによる外構、擁壁工事に起因するもの
- 4 取扱説明書などに示された取り扱いによらない等、住居者または第三者の著しく不適切な維持管理または通常予想される使用状態と著しく異なる使用に起因するもの
- 5 ピアノ、本棚等、重量物の不適切な設置、使用によるもの
- 6 換気不十分および水蒸気を大量に発生させる住まい方によって生ずる結露、もしくはこの結露に起因して壁面、床などに発生するカビ・錆・染み・汚れ
- 7 常時居住しないため、または長期に亘り不在のため、建物維持管理が出来なかつたことに起因するもの、もしくは不具合の発生が大幅に遅れたことにより拡大した被害

### 5. その他の事由

- 1 植物の根等の成長および小動物の害（ダニ等の発生を含む）に起因する損傷、機能不良
- 2 家電製品等メーカーによる保証が行われるものは、その保証内容、期間を超える場合
- 3 契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事項
- 4 既存建物の設計、構造、材料、施工、経年変化等に起因するもの

設備機器等の各住宅部品の『取扱説明書』について

設備機器等の各住宅部品の『取扱説明書』については、必ずお読み頂き、住まわれる上で安全に心掛けていただきますようお願い致します。

# 保証基準

## 1. 保証事項

当社が施工いたしました、お住まいの当該工事の部位について、保証内容のいずれかに該当する現象が発生した場合、すみやかに当社にお申し出ください。

当社はその現象を確認後、所定の方法により、無償で補修、施工致します。

## 2. 保証期間

この保証書による各保証対象部位の保障期間は、工事完了日から起算したそれぞれの保証期間経過日までとなりますので、その期日までにお申し付けください。

なお、保障期間終了後であっても、改修等のお申し出に付きましては、お見積りの提示から工事の実施までを迅速に行うこととし、アフターサービスに努めます。

## 3. 雑持・管理

建物は、雨や風そして夏冬の温度差など自然の厳しい影響を受けています。

このような環境の中で、お住まいを美しく保ち快適な生活を送って頂くためには、お客様ご自身の日頃のお手入れも重要となります。

お住まいのお手入れには、お客様ご自身で手軽に出来るものと、当社など専門業者に依頼されて補修するものとがありますが、いずれの場合も気付かれた時点での的確な処置を施すことが肝要です。